第8回 議員定数等議会改革推進特別委員会

日 時:令和2年6月9日(火)

10 時 00 分 ~ 時 分

場 所:第4委員会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員 西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、近重係長

議題

1 浜田市議会におけるウェブ会議導入について

資料1

2 議員定数等に関する市民アンケート回収状況について

資料 2

- 3 その他
 - ・自治体議会特別セミナーin 松江 (令和2年7月22日予定) (テーマ:議員の資質向上と政務活動費活用策)

浜田市議会におけるウェブ会議導入について

1. ウェブ会議導入の経緯

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の状況は、大きな自然災害同様、非常の事態であり、その感染症対策については、浜田市はもちろんのこと、浜田市議会においても最重要課題と捉え、新型コロナウイルス感染症の発生防止や拡大抑制と市民の安全・安心確保のため、浜田市議会基本条例第5条に基づき、「浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部」を設置することとした。(令和2年4月17日設置)

なお、すでに議会基本条例第5条に基づき、「浜田市議会における災害発生時の対応要領」は策定していたが、災害対応の内容であったため、この度の感染症対策に適した、より機動力のあるものにするため、新たに、「浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部設置要領」(別紙のとおり)を定めたところである。

*支援本部の構成について、災害対策支援本部では、本部長(議長)、副本部長(副議長)、議会運営委員会委員の計13名であるが、新型コロナウイルス対策支援本部では、本部長(議長)、副本部長(副議長)、各会派代表者の計7名とした。

これは、構成員を少数にすることで、感染症の発生防止と拡大抑制の措置を講じ、会議開催を機動性の高いものにするためである。

令和2年4月21日の第1回新型コロナウイルス対策支援本部会議において、感染リスクの軽減を鑑み、参集機会を減らすことはもちろんのこと、今後、参集が不可能となることも想定し、議長からウェブ会議導入について提案があった。その後、令和2年5月12日の第2回新型コロナウイルス対策支援本部会議においてウェブ会議を試行した結果、今後の活用推進について確認がなされた。

以上、これらの経緯を踏まえ、浜田市議会におけるウェブ会議導入にかかる詳細部分については、議員定数等議会改革推進特別委員会において協議・確認等を行い、浜田市議会の取組として共通認識をもつこととする。

2. ウェブ会議で開催できる会議

以下の会議とし、今後必要に応じてさらに検討していくこととする。

- ①新型コロナウイルス対策支援本部会議等(参集が困難な場合)
 - *議会基本条例第5条に規定する協議又は調整を行うための組織で開催する会議
- ②全員協議会、政策討論会幹事会、政策討論会(参集が困難な場合)
 - *会議規則第107条に規定する協議又は調整を行うための場
- ③会派や議員(委員)間等での協議や打ち合わせ

【総務省自治行政局及び全国市議会議長会の見解について】

総務省自治行政局行政課長から令和2年4月30日付総行行第117号「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」によると、条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、オンライン会議を活用することで委員会を開催することは差し支えないという主旨の通知がある。

しかしながら、全国市議会議長会に問い合わせたところ、地方自治法(以下「法」という。) や会議規則、委員会条例等、法的根拠のある会議(本会議、委員会等)をウェブ会議で開催することについては、積極的には推進していない。なお、法第 100 条第 12 項、会議規則第 107 条第 1 項の規定による協議又は調整の場(全員協議会、政策討論会等)については、参集が困難な場合は実施可能と解する旨の回答をもらっている。

*オンライン会議には、主にウェブ会議(パソコンやスマホを用いた会議システム)とテレビ会議(テレビモニターに専用機材を接続して複数拠点を結ぶ会議システム)があるが、浜田市議会では、ウェブ会議の導入を検討することとする。

3. ウェブ会議の方法

主な流れは下記のとおり。

詳細は、「Zoomによるウェブ会議マニュアル」(別途作成ずみ)を参照すること。

(1)仕様

- ・ウェブ会議のソフトウェアに Zoom を使用する。
- ②使用機器
 - ・全議員に貸与しているタブレット端末を使用する。
- ③会議開催の連絡
 - ・議会事務局から各議員へ配信する会議開催案内に招待 URL 等(ミーティング ID、 パスワード等を含む)を貼付し、メールで送付する。
- ④議事進行
 - ・通常は、会議を主宰する者が議事進行し、書記または事務局職員が補佐(記録、資料配信)する。(打ち合わせ等はこの限りでない。)
- ⑤通信環境の確保
 - ・自宅または公民館等の公の施設等、Wi-Fi 環境のある通信環境を確保する。
- ⑥情報の公開
 - ・必要に応じて、Zoomによる画面の録画データを市議会ホームページ等により 公開する。
- ⑦会議録
 - ・必要に応じて、会議の議事録は、Zoomによる音声データにより、書記または 事務局職員が作成する。

4. 遵守事項

- ①貸与されているタブレット端末を使用すること。
- ②タブレット端末での Zoom 使用については、議会及び議員の活動に必要な場合に使用すること (浜田市議会タブレット端末の貸与及び運用に関する規程第3条による)
- ③招待 URL 等(ミーティング ID、パスワード等を含む)は、参加者だけに告知するものであり、外部へ拡散しないこと。
- ④会議開催 10 分前には指定されたアドレス等へアクセスし、事前の会議資料確認も 含め、各自で会議参加の準備をしておくこと。
- ⑤Zoom による画面の録画データ (共有した資料を含む) や音声データの公開を個人的 に行わないこと。
- ⑥議会及び議員の活動に必要な会議のために使用することを念頭に置き、参加の際の 服装や身だしなみ、参加場所(音や背景を含む)、飲食等には十分配慮すること。

5. まとめ

浜田市議会においては、すでにタブレット端末を議員全員に貸与していること(機器の整備)、原則全ての会議を動画配信しており、必要に応じて公開していること(動画等の情報公開)、多くの議員が個人でWi-Fi環境を整えていたり、市内の避難所や公民館等の公共施設にWi-Fi環境が整備されていたりすること(通信環境の整備)等の好条件を最大限活用することができるため、すべての議員に貸与しているタブレット端末にZoomアプリを入れ、ウェブ会議が開催できる環境を整えた。

今後は、会議等の内容により、必要に応じてウェブ会議を開催していくものである。

浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市議会基本条例第5条の規定に基づき、 浜田市において新型コロナウイルス感染症の発生防止又は拡大 抑制の措置が必要となった場合に、浜田市新型コロナウイルス対 策本部(以下「対策本部」という。)と連携、協力し、対策活動 を支援するとともに、議会として適切な対応を図るために必要な 事項を定めるものとする。

(支援本部の設置)

- 第2条 議長は、感染症等の発生、拡大により対策本部が設置された場合、これに協力するため、浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部(以下「支援本部」という。)を設置することができる。
- 2 感染の状況により支援本部が設置できないときは、議長の指示の下、議会事務局が第4条各号に掲げる事務を行うものとする。 (支援本部の構成)
- 第3条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。
- 2 本部長は議長をもって充て、支援本部の事務の統括及び本部員 を指揮監督し、対策本部の会議に出席して議会としての意見を伝 えるとともに、情報収集及び執行部との情報共有に努めるものと する。
- 3 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事 故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、各会派代表者をもって充て、本部長、副本部長を補 佐するとともに、支援本部の事務に従事する。

(支援本部の事務)

- 第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 議員の感染状況の確認を行うこと。
 - (2) 対策本部から会議での情報提供を受け、必要に応じて各議員にその情報を提供すること。
 - (3) 議員からの情報を収集・整理し、対策本部に提供すること。
 - (4) 必要に応じて国・県等への要望活動を行うこと。
 - (5) その他本部長が必要と認めること。

(議員の任務)

- 第 5 条 支援本部の事務に従事しない議員は、次に掲げる事務を遂 行する。
 - (1) 支援本部から対策本部における情報の提供を受けること。
 - (2) 市民からの相談に応じて助言を行うこと。
 - (3) 市民の意見及び要望等について、必要に応じて支援本部に報告すること。

(議会事務局の役割)

- 第6条議会事務局は支援本部事務局の役割を担うものとする。
 - (1) 事務局長は、対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、議会からの情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、各議員との連絡や感染情報の整理など、事務局の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に 定める。

この要領は、令和2年4月16日から施行する。

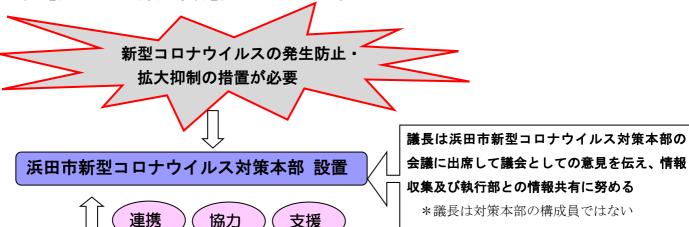
【参考】浜田市議会基本条例(危機管理)

第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに 生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執 行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と協力し、危機管理体制の整備に 努めるものとする。

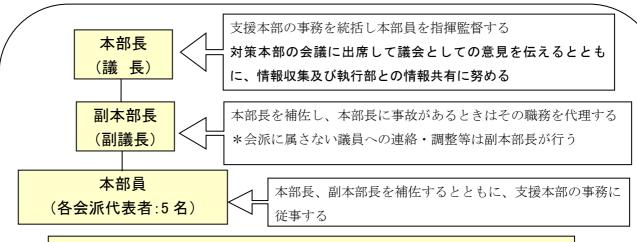
- 2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に 掲げるとおり対応するものとする。
- (1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する
- (2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。

浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部における対応要領フロー

浜田市議会基本条例第5条の規定に基づき、浜田市において新型コロナウイルス感染症の発生防止又は拡大抑制の措置が必要となった場合に、浜田市議会が浜田市新型コロナウイルス対策本部 (以下「対策本部」という。)と連携、協力し、対策活動を支援するとともに、議会として適切な対応を図るために必要な事項を定めるものとする。



浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部 設置



【支援本部の事務~第4条】

- (1)議員の感染状況の確認を行うこと。
- (2)対策本部から会議での情報提供を受け、必要に応じて各議員にその情報を提供すること。
- (3)議員からの情報を収集・整理し、対策本部に提供すること。
- (4)必要に応じて国・県等への要望活動を行うこと。
- (5)その他本部長が必要と認めること。

【支援本部の事務に従事しない議員の任務~第5条】

- (1)支援本部から対策本部における情報の提供を受けること。
- (2)市民からの相談に応じて助言を行うこと。
- (3)市民の意見及び要望等について、必要に応じて支援本部に報告すること。

【議会事務局の役割~第6条】

議会事務局は支援本部事務局の役割を担う

- (1)事務局長は対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、議会からの情報提供を行う。
- (2)事務局職員は、各議員との連絡や感染情報の整理など、事務局の業務に従事する

各都道府県総務部長 各都道府県議会事務局長 各指定都市総務局長 各指定都市議会事務局長

殿

総務省自治行政局行政課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の 開催方法について

今般、新型コロナウイルス感染症への対策として、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令され、各種のまん延防止策がとられているところです。

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)においては、議会の委員会に関し、法に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定めることとされており(法第109条第9項)、普通地方公共団体の議会においては、条例の規定に基づき、委員会の適切な運用に取り組まれているものと承知しています。

この度、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について問い合わせがありましたので、参考のためお知らせします。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしくお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

- 問 新型コロナウイルス感染症対策のため、**委員会をいわ**ゆるオンライン会議により開催することは差し支えないか。
- 答 議会の議員が委員会に出席することは不要不急の外出には当らないものと考えられるが、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手

の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用することで委員 会を開催することは差し支えないと考えられる。

その際には、現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、 議事の公開の要請への配慮、 議員の本人確認や自由な意思表明の確保等に十分留 意するとともに、³情報セキュリティ対策を適切に講じる必要がある。

なお、法第113条及び法第116条第1項における本会議への「出席」については、現に議場にいることと解されているので、念のため申し添える。

浜田市議会の議員定数等に関する市民アンケートの回収状況

◆ 調査概要

- (1) 対象地域 浜田市内全域
- (2) 対象者 浜田市民
- (3) 調査目的

次期一般選挙(令和3年10月)における議員定数等について、市民の意向を把握するため

- **(4) 調査期間** 令和2年5月1日~5月31日
- (5) 調査方法

浜田議会だより令和2年5月1日号(Vol.57)にアンケート用紙を挟み全世帯配付した。 また、別ページに類似団体の掲載を行い情報提供した。(24,670部)

(6) 回答方法

ア アンケート用紙の提出方法

- (ア)挟み込んだアンケート用紙を公民館の回収箱に投函
- (イ)挟み込んだアンケート用紙を本庁・支所の回収箱へ投函
- (ウ)FAXで受付
- (エ)挟み込んだアンケート用紙を知り合いの議員へ提出

イ インターネットによる回答

浜田市のホームページに掲載しているしまね電子申請システムから無記名式で回答を受付 (アンケート用紙記載のQRコードからの接続も可能とした)

(7) 回答数

回答方法	回収枚(件)数
アンケート用紙による回答	348
インターネットからの回答	518
合計	866

【用紙による回答】

- •公民館=155枚
- •本庁•支所=60枚
- ·郵送、FAX、議員持参=133枚

(8) 実施にかかった経費

アンケート用紙印刷費 79,960円(うち7,269円消費税)

アンケート集計表

アンケ	ァー ト名	浜田市議:	会の議員定数等に関する市民アンケート
合計		866	【用紙による回答】
内	公民館・本庁・支所・FAX・議員持参 しまね電子申請	348	・公民館=155枚 ・本庁・支所=60枚
訳		518	·郵送、FAX、議員持参=133枚

質問1	ı	性別				
回答		男性	女性	合計		
合計		555	311	866		
內	公民館·本庁·支所·FAX·議員持参	224	124	348		
訳	しまね電子申請	331	187	518		



質問:	年齢			問2								
回答		10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上	合計
合計		8	87	159	168	118	157	123	40	6	0	866
内	公民館·本庁·支所·FAX·議員持参	3	5	11	30	42	96	115	40	6	0	348
訳	しまね電子申請	5	82	148	138	76	61	8	0	0	0	518

質問:	3	居住地						
回答		浜田自治区	金城自治区	旭自治区	弥栄自治区	三隅自治区	無回答	合計
合計	슴計		90	47	21	105	5	866
内	公民館·本庁·支所·FAX·議員持参	240	30	24	9	40	5	348
訳	しまね電子申請	358	60	23	12	65	0	518

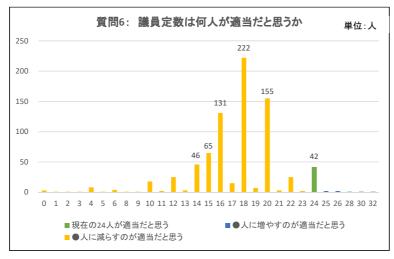
質問4	4	浜田市議:	会の活動を	※複数回答				
回答		議会だより	ーブルテレ	ホームページ	身近な議員	分からない	その他	合計
合計		652	200	80	154	65	24	1,175
₍ 内	公民館·本庁·支所·FAX·議員持参	299	115	22	69	5	18	528
訳	しまね電子申請	353	85	58	85	60	6	647

質問	5	あなたの詞						
回答		0人 1人 2人 3人以上 無回答						
合計	슴計		323	86	89	14	866	
内	公民館·本庁·支所·FAX·議員持参	140	90	40	64	14	348	
訳	しまね電子申請	214	233	46	25	0	518	

質問(3	議員定数					
回答		現在の24 人が 適当だと思 う う う のが適当だと 思う う かが適当だと 思う		無回答	合計		
合計		42	8	753	57	6	866
内	公民館·本庁·支所·FAX·議員持参	37	8	257	40	6	348
訳	しまね電子申請	5	0	496	17	0	518

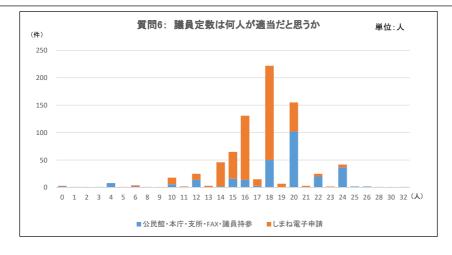
アンケート集計表

質問6	3	議員定数は何人	が適当だと思いますか)\			
回答		現在の24人が 適当だと思う	●人に増やすのが 適当だと思う	●人に減らすのが 適当だと思う	分からない	無回答	合計
合計		42	8	753	57	6	866
	0			3			
	1			1			
	2			1			
	3			1			
	4			8			
	5			1			
	6			4			
	8			1			
	9			1			
	10			18			
	11			2			
	12			25			
	13			3			
	14			46			
	15			65			
	16			131			
	17			15			
	18			222			
	19			7			
内	20			155			
訳	21			3			
)	22			25			
	23			2			
	24	42					
	25		2				
	26		2				
	28		1				
	30		1				
	32		1				
	10人以下			1			
	15~18			1			
	15~20			1			
	16~18			1			
	18			1			
	18~20			2			
	18or20			1			
	19~22			1			
	20~22			2	_		
	わからない				57		
	無回答		1	2		6	



アンケート集計表

単純集計項目 適正人数(回答方法)													
回答			の24人が áだと思う	●人に増 適	自やすのが 当だと思う	●人に派 適	或らすのが 当だと思う	分	からない		無回答		合計
合計			42		8		753		57		6		866
		紙	電子	紙	電子	紙	電子	紙	電子	紙	電子	紙	電子
	小計	37	5	8	0	257	496	40	17	6	0	348	518
	0					2	1					2	1
	1						1					0	1
	2					1						1	0
	3					1						1	0
	4					8						8	0
	5						1					0	1
	6					2	2					2	2
	8					1	_					1	0
	9						1					0	1
	10					6	12					6	12
	11					4.4	2					0	2
	12 13					14	11					14 0	11 3
	13					2	44					2	44
	15					16	49					16	49
	16					14	117					14	117
	17					3	12					3	12
	18					50	172					50	172
	19					1	6					1	6
內	20					102	53					102	53
訳	21					1	2					1	2
)	22					20	5					20	5
	23					1	1					1	1
	24	37	5									37	5
	25			2								2	0
	26			2								2	0
	28			1								1	0
	30			1								1	0
	32			1								1	0
	10人以下					1						1	0
	15~18					1						1	0
	15~20					1						1	0
	16~18					1						1	0
	18 20					0	1					0	0
	18~20 18or20					2						1	0
	180r20 19~22					1						1	0
	19~22 20~22					2						2	0
	わからない							40	17			40	17
	無回答			1		2		40	17	6		9	0



新人からベテランまで! 自治体議会特別セミナーin 松江

本セミナーは、地域を活性化させるために、二元代表制の下、日々尽力されている自治体議会議員と議会事務局職員のための「学びの場」です。

議会活動・議員活動を行う上で、特に重要な「議員の資質向上」と「政務活動費の活用策」について、基本的な事項から政策立案への活用策まで扱います。どうぞ島根地域の自治体議会関係者の御参加をお待ちしております。

2020(令和2)年7月22日(水) 13:15~16:15(3時間)

《議員の資質向上と政務活動費活用策》

記

◎日時:2020(令和2)年7月22日(水) 13:15~16:15(3時間)(13時から受付)

◎会場:島根県民会館(JR 松江駅からバス約 10 分) 305 会議室松江市殿町 158 電話 0852-22-5506

◎受講料:5,000円(議員)、2,000円(職員)(当日払い)

◎講師: 三重県地方自治研究センター上席研究員 高 沖 秀 宣 氏(議会事務局研究会共同代表、元三重県議会事務局次長)

(1953年三重県生れ、京都大学法学部卒。2002年4月から三重県議会事務局で、政策 法務監・政務調査課長・企画法務課長・総務課長・次長を歴任。

主な著書に『自治体議会改革講義』 (東京法令出版、2018年) 等がある。)

(プログラム)

1 議員の資質向上の在り方 2「二元代表制」における議会活動

3 政務活動費の適正な使用 4 政務活動費を活用した政策立案の仕方

◎申込方法:下記の mail 又は電話にて、所属議会名、氏名、連絡先をお知らせください。(参加者・講師はマスク着用、3 密には可能な限りの対応などして少人数で実施予定。)

◎申込み・問合せ先:自治体議会研究所(代表:髙沖秀宣)

mail: soukon830@vahoo.co.jp、電話:090—4116—4501 (9 時~19 時)